

## 後見人等不正事例についての実情調査結果

### ○ 報告対象期間

平成23年1月から12月までの12か月間

### ○ 報告対象事件

平成23年1月から平成23年9月まで

後見人等※による不正行為の兆候を把握したことを契機として審問期日を指定した結果、不正行為が判明した事例

平成23年10月から平成23年12月まで

後見等監督処分事件において審問期日を指定し又は調査官調査を命じた結果、後見人等※による不正行為を認めて一定の措置をとった後に当該事件を終了した事例

※ 後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人をいう。

### ○ 報告された事件数

311件

### ○ 被害総額（被害額が特定できない5件を除く306件の合計）

約33億4,000万円（100万円単位四捨五入）

※ このうち、専門職による不正事例は6件、被害総額は約1億3,000万円（100万円単位四捨五入）であった。

※ なお、事件数及び被害総額は、いずれも最高裁判所事務総局家庭局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

## 後見人等不正事例についての実情調査結果

### ○ 報告対象期間

平成24年1月から12月までの12か月間

### ○ 報告対象事件

平成24年1月から平成24年3月まで

後見等監督処分事件において審問期日を指定し又は調査官調査を命じた結果、後見人等※による不正行為を認めて一定の措置をとった後に当該事件を終了した事例

平成24年4月以降

後見人等※による後見等事務の問題を把握して、解任等の最終的な措置をとった事例（不正行為がなかった事例を除く。）

※ 後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人をいう。

### ○ 報告された事件数

624件

### ○ 被害総額（被害額が特定できない24件を除く600件の合計）

約48億1,000万円（100万円単位四捨五入）

※ このうち、専門職による不正事例は18件、被害総額（被害額が特定できない2件を除く16件の合計）は約3億1,000万円（100万円単位四捨五入）であった。

※ なお、事件数及び被害総額は、いずれも最高裁判所事務総局家庭局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

## 後見人等不正事例についての実情調査結果

### ○ 報告対象期間

平成25年1月から12月までの12か月間

### ○ 報告対象事件

後見人等※による後見等事務の問題を把握して、解任等の最終的な措置をとった事例（不正行為がなかった事例を除く。）

※ 後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人をいう。

### ○ 報告された事件数

662件

### ○ 被害総額（被害額が特定できない8件を除く654件の合計）

約44億9,000万円（100万円単位四捨五入）

※ このうち、専門職による不正事例は14件、被害総額は約9,000万円（100万円単位四捨五入）であった。

※ なお、事件数及び被害総額は、いずれも最高裁判所事務総局家庭局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

## 後見人等不正事例についての実情調査結果

### ○ 報告対象期間

平成26年1月から12月までの12か月間

### ○ 報告対象事件

後見人等※による後見等事務の問題を把握して、解任等の最終的な措置をとった事例（不正行為がなかった事例を除く。）

※ 後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人をいう。

### ○ 報告された事件数

831件

### ○ 被害総額（被害額が特定できない29件を除く802件の合計）

約56億7,000万円（100万円単位四捨五入）

※ このうち、専門職による不正事例は22件、被害総額は約5億6,000万円（100万円単位四捨五入）であった。

※ なお、事件数及び被害総額は、いずれも最高裁判所事務総局家庭局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

## 後見人等不正事例についての実情調査結果

### ○ 報告対象期間

平成27年1月から12月までの12か月間

### ○ 報告対象事件

後見人等による後見等事務の問題を把握して、解任等の最終的な措置をとった事例（不正行為がなかった事例を除く。）

※ 後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人をいう。

※ 家庭裁判所が後見人等による不正行為を確認し、報告対象期間中に後見人等に対する最終的な措置を終えた事例であり、必ずしも不正行為そのものが当該期間中に行われたものではない。

### ○ 報告された事件数

521件

### ○ 被害総額（被害額が特定できない7件を除く514件の合計）

約29億7,000万円（100万円単位四捨五入）

※ このうち、専門職による不正事例は37件、被害総額（被害額が特定できない2件を除く35件の合計）は約1億1,000万円（100万円単位四捨五入）であった。

※ なお、事件数及び被害総額は、いずれも最高裁判所事務総局家庭局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。